いことが確実であると判断される場合に該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当する船員であっても、雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、同様の地位にある他の船員の状況及び当該船員の過去の契約の更新状況等から、これに該当しないものと判断される場合もあり得ること。

(イ)　書面又は口頭により雇入契約等の更新回数の上限が明示されている船員であって、当該上限まで雇入契約等が更新された場合の期間の末日が一歳到達日から一年を経過する日以前の日であるもの

(ロ)　書面又は口頭により雇入契約等の更新をしない旨明示されている船員であって、育児休業申出のあった時点で締結している雇入契約等の期間の末日が一歳到達日から一年を経過する日以前の日であるもの

ニ　法第十一条第一項第二号の要件に該当するか否かについては、ロ及びハと同様に判断するものであること。この場合において、「育児休業申出」とあるのは「介護休業申出」と、「一歳到達日」とあるのは「九十三日経過日」と読み替えるものとすること。

(三)　法第五条及び第十一条の規定による船員の育児休業申出及び介護休業申出に関する事項

　育児休業及び介護休業については、船員がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。

二　法第十六条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項

(一)　子の看護休暇及び介護休暇については、船員がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。

(二)　子の看護休暇は、現に負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な子の世話を行うための休暇であること及び介護休暇は要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行うための休暇であることから、証明書類の提出を求める場合には事後の提出を可能とする等、船員に過重な負担を求めることにならないよう配慮するものとすること。

(三)　子の症状、要介護状態にある対象家族の介護の状況、船員の勤務の状況等が様々であることに対応し、時間単位又は半日単位での休暇の取得を認めること等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮するものとすること。

三　法第十九条及び第二十条の規定による深夜業の制限に関する事項

(一)　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員（以下この号において「船員」という。）に対しての深夜業の制限については、船員がこれを容易に受けられるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。

(二)　あらかじめ、船員の深夜業の制限期間中における待遇（昼間勤務への転換の有無を含む。）に関する事項を定めるとともに、これを船員に周知させるための措置を講ずるように配慮するものとすること。

(三)　船員の子の養育又は家族の介護の状況、船員の勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮するものとすること。

四　法第二十一条第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項

　育児休業及び介護休業中の待遇、育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件その他必要な事項に関する規則を一括して定め、周知することが望ましいものであることに配慮すること。

五　法第二十二条の規定により育児休業又は介護休業をする船員が雇用される事業所における船員の配置その他の雇用管理に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)　育児休業及び介護休業後においては、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われているものであることに配慮すること。

(二)　育児休業又は介護休業をする船員以外の船員についての配置その他の雇用管理は、(一)の点を前提にして行われる必要があることに配慮すること。

六　法第二十二条の規定により育児休業又は介護休業をしている船員の職業能力の開発及び向上等に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)　当該措置の適用を受けるかどうかは、育児休業又は介護休業をする船員の選択に任せられるべきものであること。

(二)　育児休業及び介護休業が比較的長期にわたる休業になり得ること、並びに育児休業又は介護休業後における円滑な就業のために必要となる措置が、個々の船員の職種、職務上の地位、職業意識等の状況に応じ様々であることにかんがみ、当該船員の状況に的確に対応し、かつ、計画的に措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

七　法第二十三条第一項の規定による所定労働時間の短縮措置又は同条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置を講ずるに当たっての事項

(一)　船員が当該措置の適用を容易に受けられるようにするため、あらかじめ、当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを船員に周知させるための措置を講ずるように配慮すること。

(二)　当該措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

　なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、子の養育を就業しつつ行えないことにかんがみ、法第二十三条の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

(三)　法第二十三条第一項第三号の規定により、労使協定を締結する場合には当該業務に従事する船員について所定労働時間の短縮措置を講じないことができる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務」とは、次のイ又はロに掲げる業務の種別に応じ、当該イ又はロに定める船員が従事する業務が該当する場合があること。なお、当該イ又はロに定める船員が従事する業務は例示であり、これら以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらであれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　業務の性質に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員

ロ　業務の実施体制に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

八　法第二十三条第三項の規定による船員が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるに当たっての事項

　当該措置を講ずるに当たっては、船員がその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

　なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、対象家族の介護を就業しつつ行えないことにかんがみ、法第二十三条の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。